

清水町の勤務条件・サービスの状況等について

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
7時間45分	8時30分	17時15分	2交代制 ①11時30分～12時30分 ②12時30分～13時30分	なし

(注 一部変更している職場もあります。)

(2) 年次有給休暇の使用状況(令和元年)

区分	1人あたりの平均使用日数
町長部局等	8.6日
消防本部	-
教育委員会	8.5日

(3) 特別休暇等の導入状況(令和2年4月1日現在)

取 得 要 件
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢しょう血幹細胞移植のための末梢しょう血幹細胞を提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢しょう血幹細胞移植のため末梢しょう血幹細胞を提供する場合
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
(5) 職員が結婚する場合
(6) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合
(7) 女性職員が出産した場合
(8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
(9) 職員の妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合
(10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合
(11) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合
(12) 日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の町長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
(13) 職員の親族が死亡した場合
(14) 職員が父母の追悼のための特別な行事のために勤務しないことが相当であると認められる場合
(15) 職員の心身の健康の維持及び増進し、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当であると認められる場合
(16) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現居住が滅失し、又は損壊した場合
(17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合
(18) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
(19) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
(20) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合
(21) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
(22) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合
(23) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又はしゃ断、感染症の患者に対する入院勧告その他の感染症予防上必要な措置により勤務することが不適当な場合

(注) 取得要件は、「清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「清水町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数(令和元年度)

区分		育児休業	部分休業
町長部局等	男性	—	—
	女性	1人	—
教育委員会	男性	—	—
	女性	3人	—
合 計	男性	—	—
	女性	4人	—

(注)当該年度に新たに育児休業又は育児にかかる部分休業を取得した人数である。

2 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数(令和元年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
町長部局等	—	—	—	—	—
消防本部	—	—	—	—	—
教育委員会	—	—	1人	—	1人
合計	—	—	1人	—	1人

(注)分限処分とは、職員がその職務を十分に果たし得ない場合(病気等)に、本人の意に反して行う処分をいう。

(2) 懲戒処分者数(令和元年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
町長部局等	—	—	—	—	—
消防本部	—	—	—	—	—
教育委員会	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(注)懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分をいう。

3 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取り組み(令和元年度)

各所属長に、服務規律の遵守、年末年始における綱紀の保持、交通安全意識の徹底、交通法規の遵守、接遇態度の向上等を図るよう依頼した。

(2) 職務専念義務の免除

免除対象となる 主な場合	(1) 研修を受ける場合
	(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
	(3) もっぱら職員団体の業務に従事する場合
	(4) 前3号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

(注)「職務に専念する義務の特例に関する条例」により定められている。

(3) 営利企業等従事許可の状況(令和元年度)

区分	許可件数	主な許可事例
町長部局	0件	
消防本部	0件	
教育委員会	0件	
合計	0件	

(注)上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものである。

4 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等(令和元年度)

種別	件数	受講人数	内 容
市町職員広域研修	8件	29人	公益財団法人静岡縣市町村振興協会が実施する広域研修。今日の市町職員に特に必要と考えられる能力の向上に寄与するための研修事業を実施する。
市町職員研修	13件	36人	静岡縣市町村振興協会から県に委託し(自治研修所が)実施する研修。市町職員の専門的、高度な先進的研修である。
東部市町合同研修	1件	2人	近隣市町との合同研修
その他外部研修	10件	19人	専門知識を習得するため、民間業者等の主宰する研修への派遣
庁舎内研修	5件	137人	組織的な人材の育成を目的として、庁舎内で実施する独自研修

(2) 勤務成績の評定の概要(令和元年度)

平成18年11月1日に制定された「清水町職員の人事考課等に関する規程」に基づき評価を行い、その結果を職員の定期昇給に反映させた。

5 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況(令和元年度)

区分	対象人数	受診人数	受診率
一般検診	213人	165人	77.5%
人間ドック(希望者)	—	66人	—

(2) 公務災害等の認定状況(令和元年度)

区分	公務災害	通勤災害	合計
町長部局等	—	—	—
消防本部	—	—	—
教育委員会	—	—	—
合計	—	—	—

(3) 公平委員会の報告事項(令和元年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

(4) その他の主な福利厚生事業の概要(令和元年度)

地方公務員法で規定された、職員の保健、健康増進その他厚生に関する業務の一部を職員互助会に補助金を交付して実施している。

職員互助会補助金	補助対象事業
500千円	職員の厚生事業(スポーツ等を通じて健康増進に資する事業)